

研究活動上の不正行為に対する告発に関する細則（2015年3月10日制定）

（'17. 2. 28、'19. 3. 5、'19. 3. 28、'22. 2. 15）

（告発に関する相談の方法）

- 第 1 条 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 6 条に定める告発に関する相談は、書面（ファックス、電子メールを含む。）を受付窓口へ提出もしくは送付するか、あるいは電話もしくは面談により行うものとする。
- 2 受付窓口は、前項の相談を受け付けた場合において必要と認めるときは、当該相談者に対して告発の意思を確認し、または告発に準じて取り扱うことができるものとする。

（告発に関する予備調査）

- 第 2 条 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 9 条に定める予備調査委員会は、副学長が研究倫理委員会の審議を経て指名した、当該部局の長を含めた 3 名の委員によって構成する。
- 2 予備調査委員会は次の各号に掲げる事項について予備調査を行う。
- (1) 当該告発がされた研究活動上の不正行為が行われた可能性
 - (2) 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 7 条第 2 項第 3 号の規定により示された科学的合理的理由
 - (3) 告発がされた事案にかかわる研究の公表から告発がされるまでの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬その他研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間等を超えるか否かなどの告発内容の合理性、調査可能性
 - (4) その他必要と認める事項
- 3 前項に定めるもののほか、予備調査委員会は、次の各号に掲げる事項を当該調査結果の報告と同時に副学長に通知するものとする。
- (1) 本調査の要否
 - (2) 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 18 条による措置に関する意見等
 - (3) 研究活動上の不正行為が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該告発が悪意に基づくものである可能性
- 4 予備調査委員会は、第 2 項の予備調査の実施に関し、告発者、被告発者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。
- 5 前項の協力を求められた告発者、被告発者その他関係者は、誠実にこれに協力等をし、正当な理由なくこれを拒絶することができない。
- 6 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、研究活動上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し判断するものとする。
- 7 副学長は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知する。この場合、副学長は予備調査に関わる資料等を保存し、その事案に係る配分機関等および告発者の求めに応じ開示する。
- 8 副学長は、前条の予備調査の結果、告発が悪意に基づくものと判断されたときは、

告発者が所属する部局または他機関の長にその旨を通知する。

(調査委員会の委員の通知と交代)

- 第 3 条 副学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の所属および氏名を告発者および被告発者に通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた告発者および被告発者は、当該通知を受けた日から 7 日以内に異議申立てをすることができる。
 - 3 前項の異議申立てがあった場合、副学長はその内容を審査し、必要と認めるときは、当該異議申立てに係る委員を交代させる。
 - 4 副学長は、前項の審査の結果ならびに委員を交代させたときは当該調査委員の所属および氏名を告発者および被告発者に通知する。

(不服申立ての審査および再調査)

- 第 4 条 副学長は、研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 15 条第 1 項または第 2 項の不服申立てを受けたときは、調査を行った調査委員会に不服申立ての審査を行わせる。不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査委員会の委員を交代させ、または新たに調査委員会を設置するものとする。
- 2 前項の審査においては、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに副学長に報告する。また、副学長は不服申し立ての却下又は再調査の開始の決定のいずれであっても、当該資金分配機関および関係省庁に報告する。
 - 3 副学長は、被告発者および告発者に前項の審査の結果を通知する。この場合において、再調査を行う決定を行ったときは、被告発者に対し、研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 13 条の調査結果を覆すにたる資料の提出その他当該事案の、速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被告発者が必要な協力を行わないときは、調査を行わず、または打ち切ることができる。
 - 4 調査委員会が再調査を開始した場合は、その開始の日から原則として 50 日（研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 15 条第 2 項の不服申立の場合にあっては 30 日）以内に、調査結果を副学長に報告する。
 - 5 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 14 条各項の規定は、前項の再調査結果の通知に準用する。この場合において同条第 1 項および第 3 項の規定中「第 13 条」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(その他必要事項)

- 第 5 条 調査委員会が行う本調査および不服申立の審査に関し必要な事項は、調査委員会の審議を経て、副学長が定める。

(調査資料の提出)

- 第 6 条 副学長は、資金配分機関から要求があるときは、当該調査に係る資料を提出し、または閲覧させることがある。ただし、調査委員会における調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合はこの限りでない。

(認定後の措置)

- 第 7 条 副学長は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 18 条の規定により

講じられた措置の延長を学長、当該部局の長、その他の関係者に求めることができる。

- 2 副学長は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 12 条第 7 項および第 18 条の証拠保全の措置その他当該通報等に基づき講じた一切の措置を解除し、当該事案において不正行為が行われていない旨を関係者または関係機関に周知するなど、研究活動上の不正行為を行われていないと認定された者の名誉を回復する措置および不利益が生じないための措置を講じるものとする。
- 3 前 2 項の場合において、副学長は、調査結果について、研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 15 条の不服申立てがあったときは、前 2 項により講じた措置を保留し、または前条の措置を講じるなど、必要な措置を講じるものとする。
- 4 前項の措置を講じた場合において、副学長は、当該不服申立に関し、第 4 条第 4 項の規定による調査結果の報告を受けたときは、当該報告に基づき、第 1 項または第 2 項に定める措置および必要に応じて研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第 17 条の規定による公表の措置を講じるものとする。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、教学委員会の審議を経て学長が行う。

附 則 この細則は、2022 年 2 月 15 日より改正施行する。